

# PRESS RELEASE



やまがたの上質ないいもの。  
その魅力をもっと伝えたい。  
この新しいブランドマークを旗印に、  
山形のいいものの魅力を伝えていきます。

令和4年7月25日

県政記者クラブ報道機関 各位

山形県産業労働部商業振興・経営支援課

## 山形県原油価格・物価高騰緊急支援給付金の申請受付開始について

原油価格・物価高騰によって多くの事業者が経費増の影響を受けている中、長引く新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少し、厳しい経営環境にある県内事業者に対し、下記のとおり県独自の給付金を給付します。

つきましては、本給付金の概要及び申請受付開始について、周知くださるようお願いいたします。

### 記

#### 1 対象事業者 ○県内の法人及び個人事業主

<以下に掲げる事業者は給付対象外>

- ・大企業 ・政治団体 ・性風俗産業
- ・系統出荷による収入を主とする個人農林水産業者
- ・県の「地域公共交通事業者原油高騰等支援金」の給付を受けている事業者
- ・県の「運送事業者原油価格高騰支援給付金」の給付を受けている事業者

※運転代行業者、貨物軽自動車運送事業者(いわゆる黒ナンバー)、霊柩運送事業者は対象となります。

#### 2 給付額 ○法人10万円 ○個人事業主5万円

#### 3 主な対象要件 ○県内に本社又は本店を置く法人又は個人事業主

○令和4年4月・5月・6月のいずれか一月の売上が、令和元年～令和3年のいずれかの年の同月と比較して30%以上減少したこと

○新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施していること

○給付金の受給後も事業を継続する意思があること

#### 4 申請手続

(1)申請受付期間： 令和4年7月29日(金)～令和4年9月30日(金) 消印有効

(2)申請方法： 〒983-8799 仙台東郵便局留め

山形県原油価格・物価高騰緊急支援給付金事務局あてに郵送

(3)問い合わせ先： 山形県原油価格・物価高騰緊急支援給付金コールセンター

TEL 0570-001-282

受付時間 9:00～18:00 (土・日・祝日除く) ※7月26日(火) 開設

#### 5 その他 詳細については、別添のチラシを御覧ください。

県担当：産業労働部 商業振興・経営支援課

課長補佐 榎本 (023-630-2393)

報道監：産業労働部次長 岡崎

# 原油価格・物価高騰緊急支援給付金

原油価格・物価高騰によって多くの事業者が経費増の影響を受けている中、長引く新型コロナの影響で売上が減少し、厳しい経営環境にある県内事業者に対し、県独自の給付金を給付します。

## 対象事業者

令和4年4月・5月・6月のいずれかの売上が、令和元年～令和3年のいずれかの年の同月と比較して30%以上減少した県内事業者

※ 但し、以下に掲げる事業者は給付対象外となります。

- 大企業 ● 政治団体 ● 性風俗産業
- 系統出荷による収入を主とする個人農林水産業者
- 県の「地域公共交通事業者原油高騰等支援金※1」の給付を受けている事業者
- 県の「運送事業者原油価格高騰支援給付金※2」の給付を受けている事業者

※1：バス事業者、タクシー・ハイヤー事業者が対象

※2：トラック事業者(一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者)が対象

### <バス、タクシー・ハイヤー、トラック事業者の皆様へ>

- ・ 本給付金と※1及び※2の給付金の併給はできません。
- ・ また、給付金申請後の取り下げ(申請する給付金の変更)は原則としてできません。

○ 運転代行業者、貨物軽自動車運送事業者(いわゆる黒ナンバー)、霊柩運送事業者は、本給付金の対象です。(上記※1及び※2の給付金は対象外)

## 給付額

法人の場合 **10万円** 個人事業主の場合 **5万円** ※1事業者あたり

## 主な要件

- ① 県内に本社又は本店を置く法人又は個人事業主であること
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施していること
- ③ 給付金の受給後も事業を継続する意思があること

申請受付期間：令和4年7月29日(金)～令和4年9月30日(金) **(消印有効)**

申請方法：給付金事務局への**郵送** ※封筒に「給付金申請書在中」と**朱書き**

【発送先】〒983-8799 仙台東郵便局留め(宮城県仙台市宮城野区苦竹3-5-1 DNP内)

「山形県原油価格・物価高騰緊急支援給付金」事務局宛て

必要書類：裏面記載のとおり **新型コロナ感染拡大防止のため、必ず郵送で申請してください。**

## お問い合わせ先

山形県原油価格・物価高騰緊急支援給付金コールセンター

電話番号：0570-001-282

開設期間：令和4年7月26日(火)～

受付時間：午前9時～午後6時まで(土・日・祝日を除く)

## 〈必要書類〉

- ① 給付申請書兼実績報告書
- ② 売上を比較する月(R元年4月・5月・6月、R2年4月・5月・6月又はR3年4月・5月・6月のいずれかの一月)を含む期間の確定申告書の写し **(税務署の收受日付印があるもの※1)**
- ③ 売上が②に掲げる月との比較で30%以上減少したR4年の**同じ月**(R4年4月・5月・6月のいずれかの一月)の売上が分かる書類 **⇒売上が0(ゼロ)の場合も必要です。**
- ④ 振込口座が分かる通帳の写し(申請事業者名義のものに限る。)  
⇒表紙を開いて見開き2ページ分(口座名義(カタカナ)と口座番号の両方が分かるページ)

**※1 確定申告書に收受日付印がない場合は、**收受日付印のない確定申告書に加え、次のi～iiiのいずれかの書類も添付してください。

- i. その年度の納税証明書(その2)の写し
- ii. 税務署で保管している申告書原本を撮影した写真
- iii. 受信通知(メール詳細)の写し <e-Taxで確定申告した場合>

## 〈新規創業者の売上比較方法〉

●R3年6月2日～R4年5月1日の期間中に創業した事業者の売上比較は以下のとおり  
(要件)

・「R4年4月・5月・6月のいずれかの売上(但し、対象月の翌月以降に限る。)」が、「対象月(R3年7月～R4年5月までのいずれかの一月)の売上」に比べて30%以上減少していること

(必要書類)

- ① 給付申請書兼実績報告書 **(新規創業者用)**
- ② 法人は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主は開業届出書 **(税務署受付印があるもの)**の写し
- ③ 対象月(R3年7月～R4年5月のいずれかの一月)の売上が分かる書類
- ④ 売上が対象月比で30%以上減少した月(R4年4月・5月・6月のいずれかの一月)の売上が分かる書類
- ⑤ 振込口座が分かる通帳の写し(申請事業者名義のものに限る。)  
※表紙を開いて見開き2ページ分(口座名義(カタカナ)と口座番号の両方が分かるページ)

※「給付申請書兼実績報告書」の様式は、山形県ホームページからダウンロードのうえ、記入例や申請の手引きを参照しながら、記入してください。

※ダウンロードや印刷が難しい場合は、近くの総合支庁や市町村、最寄りの商工会・商工会議所でも様式を配布しています。

